

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A協会に雇用され、B所在の同協会Cセンターにおいて、売店の販売員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、売店内において、接客のためレジカウンターに向かい走り出した瞬間に、左アキレス腱を負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D病院に受診し、「左下腿筋損傷、左アキレス腱断裂」と診断され、同年〇月〇日、E整形外科に転医し、「左アキレス腱部分断裂、左下腿筋挫傷、左足挫創」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件再審査請求で、請求人に残存する障害は、障害等級第10級程度に該当する旨を主張し、その根拠として、意見書及び傷病名「左アキレス腱断裂、左足関節拘縮、左膝関節拘縮」とする平成〇年〇月〇日付けF整形外科G医師作成の診断書を提出している。同診断書によれば、G医師は、請求人の左足の障害の状態について、いわばCRPSによる激しい痛みにより廃用萎縮を生じている旨意見している。

しかし、拘縮は、関節可動域の消失を必ずしも意味せず、単なる可動域の減少を意味する場合もあり、少なくとも拘縮を障害として評価するためには、具体的な可動域を測定して評価する必要があるところ、同医師は請求人の具体的な可動域を何ら明記していない。

これに加え、G医師は、同診断書において、上記拘縮の原因として述べているCRPSによる激しい痛みについて、労災保険の障害等級認定上の要件、すなわち、例えば、関節拘縮、骨萎縮、皮膚の委縮等の皮膚変化の3つの所見がすべて認められること等を述べておらず、また、同診断書の病名欄にCRPSとは記載していないことに照らすと、同医師の意見を採用することはできない。

このほか一件記録を精査するも、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超えることを確認できる証拠は見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。